

表 広東省における法定最低賃金 単位:(元、%)

分類	対象地域	最低月額賃金			最低時給		
		改定前	改定後	上昇率	改定前	改定後	上昇率
第1類	広州市	2,100	2,300	9.5%	20.3	22.2	9.4%
	深セン市	2,200	2,360	7.3%			
第2類	珠海市、仏山市、 東莞市、中山市	1,720	1,900	10.5%	16.4	18.1	10.4%
第3類	汕頭市、恵州市、 江門市、肇慶市、 湛江市	1,550	1,720	11.0%	15.3	17.0	11.1%
第4類	韶関市、河源市、 梅州市、汕尾市、 陽江市、茂名市、 清遠市、潮州市、 揭陽市、雲浮市	1,410	1,620	14.9%	14	16.1	15.0%

(注)「湛江」は改定前、第4類に属していたが、改定後は第3類に分類された。
(出所)広東省人民政府発表資料を基にジェトロ作成